



first call

produced by **MEDIPLAT**

衛生講話資料

個人事業者(フリーランス)保護

健康管理と必要な配慮の提供

1. 労働者とフリーランス

1. 定義・用語整理

2. フリーランスに必要な対応

1. 危険有害業務対策

2. 労災対応・労災保険

3. 妊娠育児等の配慮・ハラスメント

4. 健康管理

医師による面談など
より踏み込んだ健康配慮が
必要な時代に



「フリーランス」の定義

労働者		個人事業者
社員・従業員 パート・アルバイト	名称 (一般的呼称)	フリーランス 業務委託
雇用契約	契約形態	(準)委任契約 請負契約
使用者（会社）の 指揮命令を受ける	働き方	自らの裁量・判断で 業務遂行
労基法・安衛法	法律	フリーランス保護法

労働者か個人事業者かは「契約書の文言」ではなく
実態で判断される
↓
労働者性があるのに個人事業者として扱うと「**偽装請負**」となり問題

近年の「**働き方の柔軟化**」に伴い、
増加傾向 & 働き方や環境・労働衛生の問題が表面化

「フリーランス」の用語整理

■ 省庁横断的ガイドラインでは…

内閣官房, 公正取引委員会, 中小企業庁, 厚生労働省.

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」, 2021/3/26.

- ①実店舗がなく、②雇人もいない、③自営業主や一人社長であって、
④自身の経験・知識・スキルを活用して収入を得る者 を「フリーランス」と定義

■ 通称「フリーランス新法」では… (正式名称：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

- 業務委託の相手方である事業者で、①個人で従業員を使用しないもの、または
②法人で代表者1人のみ・他の役員なし・従業員を使用しないものを「**特定受託事業者**」と定義
※他の事業者に雇用されている労働者であっても、ある事業者から業務委託契約を受けていれば該当するので注意

■ 税務上では…

- 個人で事業を営んでおり、事業所得を得ている者を「**個人事業主**」と扱う
→法人を営む者（一人社長）、雑所得になる場合（継続性がないなど）は含まれない

「フリーランス」は**法令上の定義が定まっていない用語**

実態がどの法律に
該当するかを整理

「フリーランス」に関する法律など（産業保健に関わるもの）

① 危険有害業務対策（労働安全衛生法・規則） （参考リーフレット／2025改正リーフレット）

危険有害業務（安衛法22条）を行う事業者は、（※特定元方事業者である建設業・造船業に限らず）
作業を請け負わせる一人親方等＋**同じ場所で作業を行う労働者以外の人**に対して、以下を義務付け

- ・適切な設備稼働・保護具着用・作業方法の周知
- ・立入禁止、喫煙・飲食禁止、退避、有害性掲示などを周知・指示

例えば他社であっても同じ場所なら
搬入業者や警備員も含まれる

危険有害業務が存在する事業場では
雇用／委託や事業者の別を問わず

有害性からの保護・安全の確保を行うことが必要

危険性・有害性などのリスクは
雇用形態より実際の作業に関連

↓
「作業場にいる全員を保護」という考え

※2027年4月1日以降、**個人事業者自身**に対しても以下が**義務化**される （参考）

- ①不適切な機械の使用禁止、
- ②定期自主点検の実施、
- ③危険有害業務の安全衛生教育受講

「フリーランス」に関する法律など（産業保健に関わるもの）

② 労災保険の特別加入範囲拡大（労働者災害補償保険法）（[参考リーフレット](#)）

企業等から業務委託を受託しているフリーランスが労災保険に特別加入し、
労災時に各種給付を受けることが可能に（加入は**任意**）
※特別加入団体が既に存在する業種（[参考](#)）はそちらで加入

企業からの業務委託だけではなく
消費者からの委託を受けた場合も
対象になる場合がある

③ 死傷病報告の義務化（労働安全衛生規則／2027年1月1日施行）

これまで「雇用されている労働者」に限定されていた**労働災害発生時の死傷病報告**について
「**労働者と同一の場所で作業**する個人事業者」についても
発注者による届出が義務化

発注者／委託者の管理下の現場
（オフィス、現場、店舗など）に
いない**リモートワーク等は対象外**

安全衛生・労働災害についてはフリーランスも含めて
包括的な対策・有事対応が求められるように

「フリーランス」に関する法律など（産業保健に関わるもの）

④ フリーランス新法 (参考リーフレット／特設サイト)

特定受託事業者（新法におけるフリーランス）に対し、発注事業者は以下を行う義務

① 妊娠出産・育児介護等の状況に応じた必要な配慮（13条）

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合、申出に応じて、妊娠出産・育児介護と両立しつつ業務に従事できるよう、必要な配慮を行う義務

例：妊婦健診日の時間の調整・短縮、育児介護目的のオンライン業務

6か月未満の場合も
努力義務

② ハラスメント防止措置（14条）

ハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ／パタハラ）によりフリーランスの就業環境が害されないように、必要な措置を講じる義務

例：担当者・相談窓口の設置、生じた場合の適切な事実関係の把握、従業員に対する防止研修

相談や調査への協力を理由にした
契約解除や不利益取扱も禁止

妊娠出産・育児介護やハラスメント対策／対応では
フリーランスも含めた対応が求められている

「フリーランス」に関する法律など（産業保健に関わるもの）

⑤ 個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（2024年5月制定／[参考リーフレット](#)）

原則は**個人事業者が自ら心身の健康を管理**という前提で、注文者に以下の事項について要請

- ・ **長時間就業による健康障害**の防止対策（注文条件の配慮、求めに応じた医師の面談機会の提供）
- ・ **メンタルヘルス不調**の予防
- ・ **安全衛生教育や健康診断**に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
 - ※主体的健康感が高い反面、ヘルスリテラシーが低い傾向にある(※1)
- ・ **健康診断**の受診に要する費用の配慮
 - ※個人事業者のうち、毎年健診受診しているのは半数に満たない(※1)
- ・ 作業場所を特定する場合における**適切な作業環境の確保**

個人事業者がこれらの実施を要請した場合に
注文者が不利益な取扱を行うことも禁止

「**個人事業者は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきである**」と
ガイドラインにも明記されたことも踏まえた対応を

※1 森晃爾ほか、[個人事業者に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 第3回 参考資料](#), 2022/8.1

■ 危険有害業務からの保護

- ・ 「どこの所属か」より「**どの場所で業務をしているか**」に着目し、**危険有害業務**からの保護・教育・労災管理を行い、必要に応じ労災保険特別加入などの情報提供

■ 妊娠出産・育児介護の配慮・ハラスメント対策

- ・ 妊娠出産・育児介護は制度の違い（産育休や給付の有無）は抑えつつ、安全と両立に配慮
- ・ ハラスメント対策は**従業員と同様**の対策を行い、周知啓発を行う

■ 健康確保措置

- ・ **安全衛生・健康診断**について情報提供し、教育・健診受診などの費用について配慮
- ・ **メンタルヘルス不調**について情報提供し、必要に応じストレスチェックなどを提供
- ・ **労働時間を長時間化**させるような無理な期日・内容の発注や深夜休日の連絡は控える
- ・ 必要に応じ**医師による面談の機会**を提供し、健康確保に努める

■ 対象者

注文条件等によって就業時間が長時間となり
疲労の蓄積が認められる
個人事業者から求めがあった際
※長時間の参考基準：時間外労働80h/月超

■ 面談で医師が実施すること

長時間労働者に対する医師の面接指導を参考に

- ・就業状況・疲労蓄積・心身の状況の確認
- ・受診必要性の有無に関する助言
- ・就業上の措置に関する助言

を**個人事業者に対し**提供 + **書面で通知**

■ 実施医師

産業医・産業医の要件を備えた医師など
必要な知識を有する医師が望ましい
(**事業場の産業医に限られてはいない**)

■ 就業上の助言の例

- ・週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の**短納期発注**を抑制し納期を適正化
- ・発注内容の頻繁な変更を抑制
- ・発注の平準化、発注内容の明確化など発注方法の改善
- ・日々の業務量が過密になることや、作業までの待ち時間が長時間に及ぶことを抑制

厚生労働省、「[個人事業者等の健康管理に関するガイドラインに基づく個人事業者等に対する医師の面談に関するFAQ](#)」

労働者		個人事業者
①労働時間が長時間となり ②疲労の蓄積が認められる ③労働者から求めがあった際	条件 (原則)	①就業時間が長時間となり ②疲労の蓄積が認められる ③個人事業者から求めがあった際
法律で 義務付け	位置づけ	ガイドラインで 実施を要請
事業主 が手配し、費用負担 就労時間などの情報は 事業主に提供義務	手配・費用	注文者or個人事業者 が手配・費用負担 就業に関する情報は 個人事業者が自ら医師に提供
労働者に対し保健指導を行い 事業主に対し就業上の措置を 意見 (事業主に面接指導結果報告書)	面談結果	個人事業者に対し受診の必要性や 就業措置など健康保持に必要な 助言 を行う (本人に書面で通知)
事業主は意見に基づき 措置を行う義務	事後対応	個人事業者は注文者に変更を求める →注文者は 必要な配慮をするよう努める

厚生労働省、「[個人事業者等の健康管理に関するガイドラインに基づく個人事業者等に対する医師の面談に関するFAQ](#)」